

令和7年度等級等ごとの職員の数の公表について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初（令和7年4月1日現在）における等級等ごとの職員の数を公表します。

1 三川町一般職の職員の給与に関する条例

等級	等級別基準職務表に 規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務	15	16.9%	主事	9	31	34.9%	係員級
	2 技師の職務			主事補	4			
	3 主事補の職務			保育士	1			
	4 技師補の職務			教諭	-			
	5 保育士及び教諭の職務			保健師	1			
	6 保健師の職務			計	15			
	7 栄養士の職務							
2級	1 高度の知識経験に基づき 困難な業務を分掌する主事の 職務	16	18.0%	主事	11			
	2 町長が前号と同等と認め る技師、保育士、教諭、保健 師及び栄養士の職務			保育士	2			
				教諭	1			
				保健師	2			
				計	16			
3級	1 係長、調整主任及び主任 の職務	29	32.6%	係長	11	29	32.6%	係員級・係長級
	2 町長が前号と同等と認め る技師、保育士、教諭、保健 師及び栄養士の職務			調整主任	3			
				主任	8			
				主任保育士	-			
				保育士	3			
				主任教諭	1			
				教諭	2			
				保健師	1			
				計	29			

等級	等級別基準職務表に 規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	1 主査の職務 2 副園長の職務 3 高度の知識経験に基づき 困難な業務を分掌する係長の 職務 4 栄養士の職務 5 職務の複雑、困難及び責 任の程度が前各号と同程度と して町長が別に定める職務	12	13.4%	主査	8	12	13.4%	主査級
				副園長	2			
				係長	-			
				栄養士	1			
				主任	1			
				計	12			
5級	1 副主幹の職務 2 課長補佐、室長補佐の職 務 3 局長補佐の職務 4 職務の複雑、困難及び責 任の程度が前各号と同程度と して町長が別に定める職務	7	7.9%	副主幹	-	7	7.9%	課長補佐級
				課長補佐	6			
				室長補佐	1			
				局長補佐	-			
				計	7			
6級	1 会計管理者、課長、室長 及び主幹の職務 2 議会事務局長、農業委員 会事務局長の職務	10	11.2%	会計管理者	(1)	10	11.2%	課長級
				課長	7			
				室長	2			
				議会事務局長	1			
				農業委員会事務局長	(1)			
				計	10			
合計		89	100.0%	※ () 書きは兼務又は併任				